

次のとおり訂正します。

令和 8 年 2 月 9 日（月）

水産庁加工流通課 福島復興支援班

訂正内容

①公募要領 17 ページの（3）のエ

（修正前）

- ・課題提案書等の提出から過去 3 年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。）第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づき交付決定の取消があつた補助事業者等については、当該取消の原因となる行為を行っていないか（以下略）

（修正後）

- ・課題提案書等の提出から過去 3 年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。）第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づき交付決定の取消を受けていないか（以下略）